

経営アドバイザー及び DX ナビゲーター支援実施要綱

6 公東観産産第 667 号
令和 6 年 10 月 25 日決定
7 公東観産産第 79 号
令和 7 年 4 月 21 日一部改正

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する経営アドバイザー及び DX ナビゲーター支援（以下「アドバイザー支援」という。）の実施については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は以下によるものとする。

- (1) 「アドバイザー」とは、「経営アドバイザー」及び「DX ナビゲーター」をいう。
- (2) 「経営アドバイザー」とは、観光事業や経営分野に精通し、観光関連事業者に対して、経営改善、観光関連サービス等に係わる諸課題の解決を図るための適切な支援を行うことができる外部の専門家として公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）が認定した東京観光産業アドバイザーのうち、中小企業診断士の資格を保有する者をいう。
- (3) 「DX ナビゲーター」とは、上記(2)のうち、観光関連事業者に対するデジタル化支援の豊富な実務経験と支援実績を有する専門家をいう。

(目的)

第 3 条 このアドバイザー支援実施は、東京を訪れる旅行者向けにサービスの提供や商品の販売を行う観光関連事業者の経営力向上や業務効率化等を図り、東京都内の観光産業の活性化につなげることを目的とする。

(支援対象者)

第 4 条 アドバイザー支援実施の対象者（以下「支援対象者」という。）は、財団より観光関連事業者に対して行う以下の事業で支援決定を受け、事業を自らの費用負担で実施する団体及び個人（補助対象事業者）とする。

- (1) 観光関連事業者の DX・経営力強化支援事業補助金
- (2) 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業補助金

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づくアドバイザー支援実施の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの。
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの（ただし、アドバイザー支援申請後、実績報告時までには営業許可を受ける予定のあるものを除く。）。
- (5) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの。
- (6) 過去に国・都道府県市区町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起したもの。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの。
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの。
- (9) その他、事業目的に照らしてアドバイザー支援実施をすることが適切でないと理事長が判断するもの。

（支援内容及び回数）

第5条 アドバイザー支援の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の事業計画のブラッシュアップ
事業性の観点から、事業計画の課題と方向性を提示し、具体性の高い事業計画に向けた助言を行う。
- (2) 補助対象事業の事業計画の実行支援
事業の継続的な安定運営に向け、事業の進行管理とともに進捗状況に応じて、新サービス・商品開発、集客・販路開拓や資金調達、観光分野、デジタル化・DXに関する助言等を行う。

2 アドバイザー支援の回数は、1支援対象者あたり、補助対象期間が最長2年の事業は10回、最長1年の事業は5回を上限とする（1回あたり120分）。

（支援の申請）

第6条 アドバイザー支援を受けようとする者は、第1号様式「経営アドバイザー及びDXナビゲーター支援申請書」及び第2号様式「誓約書」を理事長に提出しなければならない。

（支援の決定）

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査・審査の上、アドバイザー支援をすべきと認めたものについて、支援を決定するものとし、第3号様式により、支援対象者に速やかに通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の審査により、支援しないと決定したときは、その旨を第3号様式の2により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 支援対象者は、第3号様式によるアドバイザー支援の決定内容又はこれに付された条件に対して不服があり、アドバイザー支援の申請を取り下げるときは、支援決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を理事長に対し速やかに申し出なければならない。

また、支援決定前に申請を取り下げるときも、その旨を理事長に対し速やかに申し出なければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 理事長は、支援決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの支援決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定によるアドバイザー支援の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他アドバイザー支援の決定後生じた事情の変更により支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

（報酬及び旅費）

第10条 アドバイザーに対する報酬は、別紙「経営アドバイザー及びDXナビゲーター派遣に係る報酬等支払基準」に基づき支払う。

2 アドバイザーに対する旅費は、原則、報酬額に含まれているものとする。但し、島嶼部については、原則、「遠隔地割増し」で旅費対応し、実費との差額が生じた場合は理事長が必要と認める場合に差額分を支払う。

3 アドバイザーの派遣に伴い、宿泊が必要となる場合は、支援対象者が負担する。

4 アドバイザーの派遣に際して、天災事変その他の事故災害等によりアドバイザーが費用を支出した場合は、理事長が必要と認めた範囲において、実費相当額を支出することができる。

5 理事長は、支援終了後、アドバイザーからの第6号様式「経営アドバイザー及びDXナビゲーター実績報告書」を確認のうえ、報酬及び旅費を支払うものとする。

（支援事業の内容変更等）

第 11 条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ第 4 号様式「経営アドバイザー及び DX ナビゲーター支援（変更・中止）申請書」を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第 1 号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) アドバイザー支援の内容を変更しようとするとき。
- (2) アドバイザー支援を中止しようとするとき。

また、担当アドバイザーの変更は、1 回を上限とする。

- 2 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を第 5 号様式「経営アドバイザー及び DX ナビゲーター支援（変更・中止）承認通知書」により支援対象者に通知する。

（状況報告、検査等）

第 12 条 支援事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、支援対象者に対し支援事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

- 2 理事長は、支援対象者に対しアドバイザー支援の実施状況に係る帳簿書類や支援対象者の事業所その他必要な場所に立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

（支援事業の遂行命令）

第 13 条 理事長は、支援対象者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、支援事業がアドバイザー支援の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援対象者に対しこれらに従って支援事業を遂行するよう命ずることができる。

- 2 支援対象者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該支援事業の一時停止を命ずることができる。

（是正のための措置）

第 14 条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、支援事業の成果がこのアドバイザー支援決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、支援対象者に対し当該支援事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

（決定の取消し）

第 15 条 理事長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、アドバイザー支援決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりアドバイザー支援の決定を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) アドバイザー支援を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) アドバイザー支援決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) アドバイザー支援決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 観光関連事業者の DX・経営力強化支援事業補助金交付要綱による補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (6) 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業補助金交付要綱による補助金の交付決定が取り消されたとき。

（支援対象者の公表と成果の発表）

第 16 条 理事長は、支援対象者の名称・代表者名を公表することができる。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、アドバイザー支援の成果を公表し、また支援対象者に発表させることができるものとする。

（東京都との情報共有）

第 17 条 本支援事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

附 則（６公東観産産第 667 号）
この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（７公東観産産第 79 号）
この要綱は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。

経営アドバイザー及び DX ナビゲーター派遣に係る報酬等支払基準

■派遣 1 回分の報酬内訳（※税込額）

品名（派遣地域）	単価	遠隔地割増し	合計
23 区	24,400 円		24,400 円
多摩	24,400 円		24,400 円
島嶼（片道 50km～100km 未満）	24,400 円	12,200 円	36,600 円
島嶼（片道 100km～200km 未満）大島～三宅島	24,400 円	24,400 円	48,800 円
島嶼（片道 200km～400km 未満）御蔵島～八丈島～青ヶ島	24,400 円	36,600 円	61,000 円
島嶼（片道 400km 以降）小笠原	24,400 円	48,800 円	73,200 円

- ※ 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の「外部講師謝金支払基準要綱」の「外部講師支払基準 B（弁護士 b・公認会計士 b）」をベースとし、単価を 24,400 円（12,200 円／時×2 時間）とする。
- ※ 2 時間以上の相談が発生した場合は、その相談時間に応じて報酬を支払うなどの弾力的運用を行う。
- ※ 旅費については原則、報酬に含むものとする。但し、島嶼部については「遠隔地割増し」で旅費対応し、差額が生じた場合は財団が必要と認める場合に実費を支払うものとする。
- ※ オンラインにより実施する場合は、一律「区部」の単価を適用する。